

豊橋市障害児看護支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の保育園、幼稚園、認定こども園、学校(義務教育まで)又は児童発達支援事業所(以下「保育園等」という。)に通う医療的ケアを必要とする障害児等(以下、「利用児童」という)が、保育園等において訪問看護ステーション、病院又は診療所(以下「訪問看護ステーション等」という。)の看護師が行う医療的ケア(以下「訪問看護」という。)を利用するために看護師を派遣する豊橋市障害児看護支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療的ケアの定義)

第2条 この要綱において医療的ケアとは、別表1のとおりとし、利用児童の主治医(以下「主治医」という。)の指示に基づき、保育園等において比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了するものをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、豊橋市とする。ただし、その実施については、適切な運営ができると認める健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する指定訪問看護事業者に委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業を利用できる者は、保育園等に通う医療的ケアが必要な市内在住の利用児童の保護者で、かつ、訪問看護を利用することにより、利用児童の付添介護が不要となる者又は利用児童の付添介護に係る負担が軽減される者とする。

(利用限度)

第5条 利用児童1人につき、登園・登校日を限度とする。

(利用申請及び決定)

第6条 利用児童の保護者は、豊橋市障害児看護支援事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 利用児童の主治医が作成した訪問看護指示書(様式第2号)の写し

ただし、「保育園、学校等で必要な医療的ケアの内容」及び「留意事項及び指示事項I医療行為及び保育園、学校生活での留意事項」の記載があり、様式第2号の内容に不足のない場合は医療機関の訪問看護指示書の写しも可能とする。

(2) 訪問看護ステーション等が作成した豊橋市障害児看護支援事業実施承諾書(様式第3号)

(3) 保育園長等が作成した保育園等における訪問看護実施受入書(様式第4号)

(4) 利用児童の保護者が作成した児童状況書(様式第5号)

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに利用の適否を決定して豊橋市障害児看護支援事業利用決定通知書(様式第6号)により利用児童の保護者に通知するものとする。

3 前項の利用決定を受けた利用児童の保護者は、豊橋市障害児看護支援事業実施依頼書(様式第7号)を利用児童の通園・通学する保育園等に提出しなければならない。

(利用の変更)

第7条 利用児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、豊橋市障害児看護支援事業利用変更届出書(様式第8号)により、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、市長は必要に応じて前条第1項各号に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 住所の変更や世帯の状況に変更が生じたとき

(2) 利用児童の心身の状況に変化があったとき

(3) 利用内容の変更を希望するとき

2 市長は、前項の規定による届出を適当と認めたときは、豊橋市障害児看護支援事業利用変更決定通知書（様式第9号）により利用者に通知するものとする。

（費用）

第8条 訪問看護ステーション等が豊橋市障害児看護支援事業を実施するために要する費用は、市の支弁するものとし、支弁の対象となる基準額及び算定方法は別表2に定める。

（利用の取消し）

第9条 市長は、利用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、豊橋市障害児看護支援事業利用中止（取消）決定通知書（様式第10号）により、児童の利用を中止し、又は決定を取り消すことができる。

（1）第4条に規定する対象者の要件を欠いたとき

（2）虚偽又は不正な手段により、利用の決定を受けたとき

（3）その他市長が利用を中止し、又は決定を取り消す必要があると認めたとき

（報告）

第10条 訪問看護ステーション等の長は、豊橋市障害児看護支援事業利用報告書（様式第11号）により必要な事項の報告を提出するものとする。

（費用の請求）

第11条 訪問看護ステーション等の長は、豊橋市障害児看護支援事業に要する費用について、請求書（様式第12号）により市長に請求するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規定による様式とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

別表1（第2条関係）

区 分	医 療 行 為
栄養関係	経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入、胃ろう、腸ろう、口腔ネラトン法による）
	I V H中心静脈栄養
呼吸関係	口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前までの場合・咽頭より奥の気道の場合）
	気管切開部（気管カニューレ内又は気管カニューレ奥）からの吸引・気管切開部の衛生管理
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引・経鼻咽頭エアウェイの装着
	ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入
	酸素療法
	人工呼吸器の使用
排泄関係	導尿（本人が自ら行う導尿は除く）
	膀胱ろう、ストーマケア等
その他	血糖測定及びインスリン注射等

別表2（第8条関係）

基準額	<p>訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費及び訪問看護情報提供療養費を合算したものを基準額とする。ただし、利用児童1人につき1日の医療的ケアに要した時間により、訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費は以下のとおり算定する。</p> <p>1. 訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費</p> <p>（1）30分以上90分以内の場合</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第4項の規定に基づく訪問看護療養費に係る指定訪問看護費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）通則1（以下「通則1」という。）の区分01訪問看護基本療養費の1訪問看護基本療養費（I）のイの（1）及び（2）の額に、同通則区分02訪問看護管理療養費1（月の初日）及び2（月の2日目以降）の額を加えた額</p> <p>（2）30分未満の場合</p> <p>30分以上90分以内の場合の額の1/2の額</p> <p>（10円未満切り捨て）</p> <p>2. 訪問看護情報提供療養費</p> <p>通則1の区分03訪問看護情報提供療養費の額（1人につき月1回に限り算定）</p> <p>算定時間は、医療的ケアを実施する場所（保健室等）または本人との面会場所の面会予定時刻から医療的ケアの実施場所（保健室等）を出るまでの</p>
-----	--

	<p>時間とする。予定時刻よりも早い時間に本人と面会できた場合は、面会した時間から算定する。面会予定時刻より到着が遅れた場合は、医療的ケアを実施する場所（保健室等）または本人との面会場所に到着した時刻から算定する。</p>
--	---